

隠れたる

路政の先覺 中島精一翁

幹事 武井 群 嗣

自動車協會の表彰謝恩

今年五月五日、上田市に總會を開催した長野縣自動車協會では、路政の先覺交通界の恩人として中島精一氏なる老翁を表彰した。自動車と道路とが密接不可離の關係を有し、道路に關する行政は其の上を交通する物體を離れて考へる事を得ないとする見地に於て之を見れば、自動車業者が道路行政の功勞者を表彰する事に當然の理由こそあれ、其の間何等珍妙奇聞とすべきものを見出されぬ。が然し、自動車乃至自動車交通界の恩人又は功勞者の表彰をば後廻しとし、遠く淵源を明治の中葉に遡つて道路行政の基本を樹立したる偉績者を求め、之を表彰して其の徳政を謳歌せんとする此の會の企てに對しては、多少の興味を唆らせられるものがある。そして私ば偶々此の總會に列席して、式後「自動車道路に就て」講演するの光榮を有し、一層此の感を深くしたので、歸來更に縣當局の手を煩はして翁の功績を取調べて貰つたところ、此程やうやく其の回答も來たので、茲に翁の閥歴と功績とを紹介せんとするのである。

同一郡に長たること十ヶ年

精一中島翁は長野縣小縣郡鹽尻村大字中島亡母袋忠右衛門氏の長男に生れ、同村大字秋和七一四番地の中島家を繼がれた人、嘉永元年十月三十日の生れと云ふから本年正に八十歳の高齢である。官選戸長になつた時代からの閱歷を書き立てたら、それこそ枚擧に遑あらずと云ふ事になるから、それ等は一切省略するが、明治十二年縣會議員に選ばれたのを振り出しに、十四年には縣會常置委員となり、その翌十五年六月には更級兼埴科郡長に任ぜらるゝに至つた。併しこゝに郡宰たるの期間は極めて短くて、翌十六年二月上水内郡長に轉じたが、越えて十九年八月には再び更級兼埴科の郡長に戻り、此處に約五年を勤續してから小縣郡に轉ぜられた。

小縣郡長に任ぜられたのは明治二十三年の五月であるが、それから足かけ十年と云ふ長い間、翁はこゝに郡長として幾多の善政を布いたのであつて、翁の效績中の偉功と

も目せられるものは、多く此の間に於て存するのである。

斯くて三十二年二月東筑摩郡に轉じ、居ること三年餘、三十五年四月拔擢されて茨城縣警察部長に榮進したが、翌年七月休職を命ぜられ、茲に二十餘年の官吏生活を終つたのである。が然し、翁の奉仕生活は致仕の後も尙繼續され、特に蠶絲業の發達に對する效績の著しきものあり、或は蠶絲同業組合の長となり、或は主務省より委員を命ぜられ、從て其の功に依り官公私諸團體より幾多の表彰選獎が行はれてあるけれども、それ等は何れも省略する事とする。

郡道の創設、道路郡會

翁の效績は何といふても交通に關する施設を其の第一に擧げなければならぬ。

明治二十三年小縣郡長となるや、産業の發達文化の向上は交通機關の完備に俟つもの多しとなし、此の見地に基きて當時國家の認むる道路の種類及等級の外、別に「郡道」なるものを創設し、明治二十五年「郡道路規程」を制定し

て先づ郡内重要路線十有餘を選んで之を郡道に編入し以て全郡下に亘る道路網を編成し、之が根本的改修に關する基礎的大方針を樹立した。爾來翁が此の郡に長たる約十ヶ年の間、偏に這般の方針に違つて着々道路改修の歩武を進め、

私は此の機會に於て我が國道路法制の沿革を瞥見したい。往昔の古制は暫く措き、明治四年十二月太政官は布告して「治水修路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物産蕃盛庶民殷富ノ基本ニ付……諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ……税金取立

方被差評候」旨を宣し、六年

八月大藏省は河港道路修築

規則を制定して道路を一等

二等及三等の三種類に分つ

たが、後明治九年六月太政

官達道路ノ制を以て此の等

級を廢し、更に道路を國道

縣道及里道の三種に分ち、

國道幅員五間乃至七間、縣

道同四間乃至五間とすべき



中島精一翁

郡民も亦之に順應してよく當局の施政遂行に協力したので、此の郡の道路は他に範を示すに足る程完全な域に達したのである。

旨を明にし、又道路並木保護處分方（明治六年第四百十六號布告、道標建設ノ件（同年第四百十三號達）、道路掃除ニ關スル條目（明治五年第三百二十五號布告）等を定め、一

面人力車及馬車の發明普及と共に、朝野相呼應し所在に道路改修の實を見るに及び、我が國封建時代の餘弊を遣せる舊來の悪路は、漸く其の面目を一新せんとする機運に際會したのであるが、偶々鐵道の輸入開通を見るに及んで道路の必要は閑却され、明治初年以來の大抱負は不知不識の裡に空文と化するに至つたのは是非も無い次第である。

事情斯くの如くであるから、道路に關する統一的法規の必要は識者の間にこそ認めらるれ、一般社會には毫も顧られずして十餘年を経過し、漸く明治二十一年に至つて公共道路條例及街路新設條例の二案を得たけれども、閑議の決定を得ず、越えて二十三年右兩案を合併して道路法案なるものゝ創設を見たけれども之亦帝國議會に提出の運に至らず、斯くして荏苒數年、兎も角も公共道路法案が議會の議に上つたのは明治二十九年の事である。爾來星移り物變り道路法案が議會を通過したのは、正に大正八年であるからそれまでの永い間我が國に於ける道路法制としては明治九年の太政官達に依る國道縣道又里道の制が行はれ、而かも

世人一般からは道路の必要は寧ろ閑却されて居たのである。

そこで再び翁の郡道創設と道路改修の時代を顧る。翁が郡道路規程を制定した明治二十五年は、我が國明治大正の路政史に之を照せば當にその衰微渾沌の時代であらう。強いて言へば漸く統一時代に入らんとして僅にその曙光を認め初めた頃でもあらう。従つて或はその頃識者の一部には郡道の必要を唱へた者があつたかも知れぬ。がそれにしても郡道が道路法制に認められたのは遠く降つて後の世の事である。斯く彼を思ひ是を考へて翁の郡道創意に及べば、翁の道路行政に對する識見の徒ならぬもの有るを否む事は出来ぬ。勿論理窟を捏ねれば翁の郡長としての此の行政行為は法上何等の意味を有せざるのみならず、却て法令違反の責を問はれるかも知れぬ。が然し、それは今から評すれば何とも言ひ得る事で、私は此の際理窟は抜きにして之を翁の卓見の一に數へたい。

小縣郡に在ること十年の後東筑摩郡に轉じ、こゝでも亦

全部の道路改修を企て、其の成績の見るべきもの亦多々あるけれども、重複を避けて之を省略する。翁が郡會を開けば必ず道路のことを第一に議するので、當時小縣郡會を人呼んで「道路郡會」と評したと云ふのも、亦謂無きの言では無いと思ふ。

不均一賦課の創案

再び明治六年の河港道路修築規則を見ると、道路の工事に費用分擔所屬に關しては、一等道路は政府六分地方四分とし工事の執行は地方廳之に當る、二等道路亦之に倣ひ、三等道路は費用も工事も共に地方の負擔と定められたが詳細に亘る規則の定なく、爾後道路の制に變革あるも費用の儀は従前の通心得しめられるのであつた。そこで又茲にも翁の創意に成れる道路費負擔の新法がある。

翁が樹立した郡道路改修計畫を實行するに就ては、必然の歸結として年々歳々多額の經費を要する。而して此の莫大なる道路費の財源に就ては之が捻出及負擔方法に關して

當局者に尠からざる苦心の存する事は言を俟たぬ所であつて、若し之を管内全町村に甲乙なく割當てる時は、全町村及其の住民は多大の負擔に苦しむのみならず、其の負擔の額に就て必ずや各町村間に不平の勃發するものである。そこで翁は經費負擔の均衡を得しむる事に苦心した結果、道路費を不均一賦課の方法に依つて徴收する事にした。即ち改修すべき道路が甲乙の兩町村に直接の關係を有し、其の他の町村には比較的縁の遠い場合には、其の直接關係を有する甲乙の兩町村に重き負擔を爲さしめ、其の他の町村の負擔を軽くすると云ふ様に、道路改修に依り享くる利益の厚薄に依つて費用の負擔に輕重あらしめる、と云ふ原則の下に賦課を不均一に行つたのである。

今でこそ一部賦課又は不均一賦課の如き方法も別に不思議に思ふ人も無く、又受益者特別負擔の如き制度まで道法中に明定されて居るけれども、何でもかでも法規一點張りであつたと思はれる當時に於て、一部賦課又は不均一賦課の如きは自治の振興を妨げ自治體の統合力を薄弱ならし

むるものとして僅に例外として之を認むるに過ぎなかつた當時に於て、道路費の爲めに全國中未だ嘗て例の無い不均一賦課の方法を編み出した翁の識見に對しては、寔に敬意を表すべきものがあると思ふ。遮莫、當時の縣當局は翁の郡豫算に於ける不均一賦課に惱まされ、縣の一存を以ては之に認可を與へることが出來ず、本省に伺を立て其の指揮を俟つと云ふ有様で、之が爲めに當時小縣郡豫算の認可は毎年々度末に差迫り、常に三月三十一日の日附でやつと認可が與へられる慣例であつたと云ふ。何と厄介な、そして痛快な郡長振りでは無いか。

蠶業學校の創設

道路交通の最大恩恵者たる翁は又一面に於て産業界の恩人であり、教育界の先覺であることを忘れてはならぬ。本稿は主として翁の路政に關する成績を紹介するつもりであつたが、序を以て此の方面に於ける翁の没すべからざる功勞と識見の存する所を記さうと思ふ。

翁が小縣郡長となるや、先づ第一に交通機關の完備により、地方文化の向上産業の發展を企劃したことは如上述べた通りであるが、同時に一面に於ては教育施設の改善と實業教育の振興に意を用ひ、鋭意研究調査の結果、蠶業學校創設の意を決し、明治二十五年三月の通常郡會に之を提案した、丁度それは郡道路規程を設定した歲である。従つて當時一方に於ては道路改修に依つて多額の經費を要するのに、他方には郡立の蠶業學校を創設しやうとするのであるから、郡會議員中には郡費負擔の過重を感つて可なり反對の聲が高かつたが、翁は頑として反對論に耳を貸さず飽くまで原案の支持に努めた。其の結果議員中より委員を擧げ調査研究の末、郡内蠶種家其の他より篤志寄附を受け、兎も角も蠶業學校を創設することとなつたと云ふ。

今でこそ教育縣と我れ人共に許す程であり、又結果から見れば一の郡立學校を創設した位の仕事は何の變哲も無いやうであるが、當時の世人は多く未だそれ程蠶業教育の必要を認めず、極めて無自覺の時代であつたので「蠶の學校」

などに這入るのは馬鹿々々しい事と考へ、或は「蠶は學問では飼へない」と考へる者が多いのであるから、此の間に處して翁が如何許り苦心されたかは蓋し想像に難くない。當時郡内屈指の蠶種家某氏の宅へ、或る日蠶業學校の生徒が見學に行くと、「お前達は三吉の弟子か。三吉なんぞに何がわかる。己れの處の蠶室はお前達に見せない」と膠もなく斷つてしまつたと云ふ位で、折角學校は出来ても入學者は極めて少く、開校當初から數年間は在校生僅かに五十名内外を數へるに過ぎなかつたと云ふ。

明治二十七年三月の小縣郡會議事録を見ると、蠶業學校豫算審議に關し時の郡會議員と理事者との質問應答が記されてあるが、其の一節に、某氏から在校生徒數と其の出身地別はどうかとの質問に對し、當局者が他府縣二十三名、縣内他郡の者十八名、小縣郡の者十二名、合計五十三名と答へるや、某氏は直接經費を負擔する小縣郡が僅かに十二名の生徒を出すのみで其の他は全部他地方の者ばかりならば、斯かる郡立學校の必要を認めない、依つて學校を廢止

するに如かずと論じ、此の意味に於ける豫算の削減を主張した處が相當の賛成者を得、ために學校の運命は風前の燈火となつた。勿論議員中にも存續説を主張する者も無いではなかつたが、形勢危うしと見、且は翁の疝癪王に此の廢止説が少からず觸つたと見え、勵聲一番「教育とはそんな狭い意味のものでは無い、日本の何れの地からでもよい、成るべく多くの人材を出せば夫れだけ國家を益するのである」と頭から怒鳴りつけたので、さしもの廢止論も遂に物にならずに其の儘となつてしまつたと云ふ。翁の面目躍如たるものがあるではないか。

蠶病研究の先驅

明治二十年前後から我が蠶業界を脅かしたものは彼の微粒子毒であつた。當時蠶業に關する學術的研究は極めて幼稚であつて、學理と實際とが兎角一致しない處から、當業者の多くは學者の言を信ぜず、前にも述べたやうに、「蠶は學問では飼へない」と云ふ考に支配され、先徒の見學を斷

はると云ふやうな奇談珍劇が隨時隨所に行はれたのである。従つて一度微粒子毒の襲來を受くるや、如何共する事が出来ず、之が爲め明治二十七八年頃には本邦の蠶業は微粒子の毒牙にかゝつて滅亡するより外なし、とまで悲觀するに至つた。そして小縣郡の當業者も之が爲めに極端に脅威されたことは言ふまでも無い。

翁思へらく、之は獨り小縣郡ばかりの問題ではない、誠に國家の大問題である。今にして之が對策を講ぜざれば、我が國の蠶業は再び救ふこと能はざるに至るであらう。殊に我が郡は全國に冠たる蠶種製造地であり蠶絲業の先進地である、従つて此の大敵を征伏せしむべく最善の努力を致すべきは、自衛の爲のみでなく國家に對する當然の責任である、と。即ち明治二十九年二月十九日郡下の重なる蠶種家に檄を飛ばして其の參集を求めた處、集まるもの四十六名。翁は其の席上に於て郡長の名に於て蠶微粒子毒研究團體組織の諮問を提示し、而かも自ら其の説明の任に當るや、之を郡内一局部の問題として取扱はず、國家蠶業の大局よ

り立論して言々何々眞に血を吐くの概あり、列席者をして思はず奮起せしむ所があつたと云ふ。

諮問は十一名の委員に付託されたが、無論異議の有らう筈なく、結局之が研究團體を組織し、其の手によつて寄附金を募集し、之を權威ある學者に提供して充分に微粒子毒の研究をして貰ふ事となつた。斯くて集つた寄附金の總額金四千圓、之を試験蠶室一棟同附屬物置一棟の建築費として東京帝國大學に寄附し、同學の佐々木忠次郎博士が主任となつて研究した結果、翌三十年には其の成績を發表し得る運びとなつたのである。何と眞面目な國士の態度であらう。

憶はる、おもかけ

翁は資性剛毅廉潔、常に至誠奉公を念とし、亦極めて温情に富む。一度其の高潔なる風格に接するもの、誰か崇敬の念を起さざるものがあらう。翁には少からぬ逸事逸話がある。殊に拔擢されて茨城縣の警察部長となつた時代には

如何にも翁らしい寧ろ稚氣愛すべき失敗談のかづくさへあるが、今それ等はすべて省略に従ひ、主として郡長時代に於ける産業交通行政に關する逸話の一二を掲げて、翁の性格の一端を窺ふべき資に供しやう。

△責任は負はないぞ　翁が小縣郡長時代所謂郡道傍陽線の改修案を提出したことがある。原案には道路の幅員二間としてあつたが、時の郡會議員某等は田舎道に二間幅の必要は無いから之を九尺にせよ、と極力原案修正を主張し、郡會の大勢も亦此の修正説に一致しやうとした。此の修正案提出者と同村である翁は「己らが村にも困つたむすこがあるわい」と言はんばかりの顔をして反對論を聽いて居たが最後に

よしつ、諸君が廣すぎると言ふなら九尺幅にするもよからう。理事者は之れ以上に原案を固執しない。然しだ……ようつく斷つて置くが、今後道幅が狭すぎて困ると云ふ苦情が出て、理事者は斷じて其の責を負はないから、郡會が其の責任を負ふ覺悟で居れよ

と、一本釘をさした。果せるかな、九尺幅では少し長い辭でも背負つたら行き交ふことも出来ず、荷車など半分田の中に曳き込まなければ行き違ふことが出来ないと言ふ有様で、二三年経つか経たぬ内に大々的反對の聲が起り、嫌ても應でも路幅を擴げなければならなくなつた。

それ見た事か、と翁は涼しい顔をしたらうが、往時反對の急先鋒だつた某氏などは、こんな失敗をした事はない、と今でも其の頃の事どもを思ひ出しては、苦笑しながら友人達に話すことがあるそなう。

△郡長が政府攻撃　そうかと思ふと又こんな事もあつた。年月は忘れたが矢張り小縣郡長時代、時の農商務次官前田正名氏が地方視察として上田へ來られた事がある。例によつて官民合同の歡迎會が催されたが、一同席定まり、やがて翁が郡長として歡迎の辭を述べた段取りとなつた。閣下竝に諸君、私は主催者を代表して一言閣下に對する歡迎の辭を述ぶるの光榮を有します。

と前口上は型の通りに濟んだが、其の内に段々油が乗つて

來ると「此の機會に於て一言私の卑見を……」とばかり時の政府が實施せんとする露種検査法に對する大々の反對演説を初めたので、會するもの何れもハラ／＼して手に汗を握つたそうなの。が併し、前田氏も亦當時の官界には珍らしく一風變つた民衆政治家であつたので、郡長の政府コキオロシ演説を左程氣にも留めず、始終ニコ／＼して翁の説を欣聽して居たとの事。こゝらが實に翁の面目を躍如たらしめるものではあるまいか。

官尊民卑の風最も甚しかりし當時、ともすれば自己の權勢の擴張に努め、一般民衆當業者等を提携して國利民福を増進せんと志す者などの乏しからんとする時、翁の胸中百年の長計を藏し、民衆と相接し交通の完備教育の振興産業の發達に努力したる功績極めて顯著なるものあり、今尙此の地方の交通よく完備し産業も亦發展せるの實況を示すのは一に翁の努力の致す所として、郡民悉く其の徳を稱へ且つ氏を敬慕するのも蓋し偶然に非ずと信ずるのである。

米國領事の我が道路交通觀

長崎駐劄領事 Henry B. Hitchcock 氏の報告に基づき、米國商務省で日本の道路及道路交通機關の狀況を報道したものが、今年の三月末日付で出て居る。それに依ると——世界の大勢に順應して、日本に於ても自動車輸送の激増に刺戟され、近時道路改良事業は國內到る處に行はれ、其の結果日本獨特の人力車及荷車の數は次第に減少し、之に代るべき乗用及貨物用の自動車は非常の勢を以つて増加しつつある。現に長崎領事管轄區域などに於ても、幅狭き道路を多くの自動車が辛うじて行ひ交ひして居る狀況なので、現今諸所に道路擴築及改良工事の實施を見て居る。又自動車に就ては乗合自動車の需要が極めて多く、例へば佐賀縣に於ける乗用自動車の約九割迄は乗合又はタキシの類である。道路改良事業の進展に伴ひ、日本に於ける道路工事費の激増せる事は注目し値するが、之と共に道路工事に要する器具機械の需要及各種自動車の需要は今後益々増加すると思はれるので、此の方面に米國當業者の活躍する餘地は極めて多いと信ずる。云々。